

市税・保険料

などの

納付は便利な口座振替で

問い合わせ

市民税務課 ☎592127



対象となる税目など

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険料（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料
- 保育料、副食費
- 放課後児童クラブ負担金

申し込み

【金融機関】

引き落としを希望する口座の通帳と届け出印を持参し、手続きをしてください。申込書は市内の金融機関に備え付けています。

四国銀行・広島銀行・山口銀行・もみじ銀行・西京銀行・広島信用金庫・中国労働金庫・佐伯中央農業協同組合・広島県信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行

【市民税務課】

ペイジー口座振替の手続きができます。

キャッシュカードと本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証など）を持参してください。申込書は市民税務課に備え付けています。

※市民税務課窓口では広島銀行、広島県信用漁業協同組合連合会の申し込みはできません。

市税などはコンビニスマホで納めることができます **手数料無料**

現在発行しているバーコードつきの納付書は、コンビニエンスストアやスマホアプリから納付ができます。手数料は一切かかりません。

利用できるコンビニなど

セブン・イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ヤマザキデイリーストア、ローソンなどのコンビニやMMK（マルチメディアキオスク）設置店

利用できるスマホアプリ

PayPay、LINE Pay、支払秘書

ご注意ください

- 奨学金返還金は、スマホアプリでの納付ができません。
- コンビニで納付された場合、領収証書とレシートは必ず受け取って、大切に保管してください。
- スマホアプリで納付された場合、領収証書は発行されません。軽自動車税などの納税証明は別途市役所へ申請が必要です。

障害がある方のために使用する軽自動車の税金(種別割)が減免になります



問い合わせ 市民税務課 ☎59-2127

区分	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
(ア)	本人	本人	特に問わない
(イ)	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために1年以上の間、週3日以上使用すること
(ウ)	本人	家族	
(エ)	家族	家族	
(オ)	身体障害者などのみで構成される世帯の構成員		常時介護者

- 「営業用」の軽自動車は減免の対象になりません。
- 「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者のことです。（障害の級・程度によっては対象とならない場合があります）。
- 「家族」とは本人（身体障害者など）と生計を同じくしている方のことです。

障害がある方のために使用する軽自動車で一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税（種別割）を減免しています。軽自動車には原動機付自転車（125cc以下）、二輪車（250cc以下）、二輪の小型自動車を含みます。表の区分（ア）から（オ）のいずれかに該当する場合は減免の対象となります。

減免申請の手続き

納税通知書が届いてから5月31日（火）までに市民税務課で手続きしてください。納税通知書の発送は5月初旬を予定しています。減免の対象となる障害の級・程度や申請に必要な書類などは、ホームページまたは市民税務課で確認してください。

令和4年度納期限

問い合わせ 市民税務課 59-2127

納期	税目	固定資産税・都市計画税	軽自動車税（種別割）	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月2日(月)		1期					
5月31日(火)			全期				
6月30日(木)				1期			
8月1日(月)		2期			1期	1期	1期
8月31日(火)				2期	2期	2期	2期
9月30日(金)					3期	3期	3期
10月31日(月)				3期	4期	4期	4期
11月30日(水)					5期	5期	5期
12月26日(月)		3期			6期	6期	6期
令和5年1月31日(火)				4期	7期	7期	7期
2月28日(火)					8期	8期	8期

- 納付書は、各納期分をまとめて送りますので、大切に保管し、納期限までに納めてください。
- 納付場所は、納付書の裏面を確認してください。
- 市県民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の特別徴収分（年金からの天引き分）は、年金支給日が引き落とし日となります。

アメリカ合衆国軍隊の構成員などの納付方法

米合衆国軍隊の構成員やその家族の方の所有する軽自動車（Aナンバーの車両）に対する軽自動車税（種別割）は、通常の納付書では納められません。市民税務課で証紙を購入し、納めてください。納付は市民税務課でのみ取り扱います。金融機関やコンビニでは取り扱っていません。

大竹市での

新型コロナウイルス感染症の ワクチン接種のお知らせ VOL.11

COVID-19
VACCINE

大竹市新型コロナウイルスワクチン専用電話（こちらからは原則予約できません）
☎28-1611 受付時間 8時30分～17時（土・日曜日、祝日除く）

接種費用（無料）
ワクチン接種（任意）

小児（5歳～11歳）接種について

小児ワクチンは、12歳以上が使用するワクチンとは種類が異なります。接種は任意であり「努力義務」は適用されていません。

詳しくは、接種券と同封している案内文を確認してください。

初回（1・2回目）接種希望者の方へ（12歳以上の方）

現在、市で予約を集約していますので、希望される場合は、新型コロナウイルスワクチン専用電話へ。



追加（3回目）接種について（18歳以上の方）

現在、2回目の接種を完了してから5・6カ月目に到達した18歳以上の方に対して、順次、追加（3回目）接種用接種券を送付しています。

個別接種または集団接種（5月末で終了の予定）で早めに接種を受けてください。

詳しくは、接種券と同封している案内文を確認してください。

今後、12歳～17歳の追加（3回目）接種を開始する見込みですが、ファイザー社製ワクチンのみ使用可能となる見込みです。

しかし、ファイザー社製ワクチンの追加配分は見込めない予定ですので、18歳以上の追加接種を検討している方で、差し支えない場合は、モデルナ社製ワクチンでの接種（集団接種）にご協力をお願いします。

ワクチン相談窓口など

・広島県新型コロナウイルスワクチン相談窓口
（専門的・一般的相談窓口）

電話 082-513-2847 ファクス 082-211-3006
24時間・土・日曜日、祝日対応

・新型コロナウイルスワクチン接種の総合案内
コロナワクチンナビ

大竹市でのワクチン接種の最新情報は、
大竹市ホームページをご覧ください



問い合わせ 広島高等裁判所総務課 ☎082-221-2516

コース名	とき	見学コース	集合場所	定員 (申込順)	申し込み (広島高等裁判所総務課)
A	5月11日(水) 13時30分～17時	広島家庭裁判所→ 広島地方検察庁→ 広島弁護士会	広島家庭裁判所 (広島市中区上八丁堀1-6)	10人	4月11日(月) ～5月9日(月)
B	5月18日(水) 8時45分～12時15分	広島地方検察庁→ 広島地方裁判所→ 法テラス広島	広島地方検察庁 (広島市中区上八丁堀2-31)	10人	4月11日(月) ～5月16日(月)
C	5月30日(月) 13時30分～17時	広島弁護士会→ 広島地方裁判所→ 広島法務局	広島弁護士会 (広島市中区上八丁堀2-73)	10人	4月11日(月) ～5月26日(木)

※申し込みは一度に2人まで。各機関へは徒歩での移動を予定しています。

「法の現場」見学ツアー
3つの「法の現場」を見学できる
ツアーです。検察庁取調室、地方裁
判所法廷（いずれも空き部屋）など
の見学ができます。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期間	4月1日(金)～5月2日(月) (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分	4月1日(金)～随時 (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分
縦覧・ 閲覧場所	市民税務課固定資産税係（市役所2階）	
縦覧・ 閲覧が できる方	固定資産税の納税者 納税者と同居の家族 代理人	固定資産税の納税義務者 納税義務者と同居の家族 代理人 借地、借家人
必要な もの	本人確認書類（※） 委任状（代理人が縦覧する とき）	本人確認書類（※） 委任状（代理人が閲覧する とき） 契約書などの書類 (借地、借家人が閲覧する とき)
手数料	無料	1件につき200円（ただし縦覧期間中は無料）

※本人確認書類

- 1点で済むもの
マイナンバーカード、運転免許証など公的機関発行の写真付きの身分証明書
 - 2点必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の写真付きの身分証明書など
- ◎縦覧帳簿の縦覧方法…手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

固定資産の

縦覧・閲覧

問い合わせ 市民税務課 ☎59-2129

令和4年度固定資産縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳の閲覧期間や場所などは、表のとおりです。

納税通知書は4月上旬発送！

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、4月上旬に発送する予定です。（第1期納期限は5月2日(月)です）

課税明細書は確定申告に使えます！

固定資産税・都市計画税の明細は、納税通知書と一緒につづらられています。資産が多い場合は、別紙となることがあります。

課税明細書は、翌年の確定申告で不動産所得や営業所得などの必要経費の算定資料として使用できます。



不動産鑑定士・ 税理士による 不動産の無料相談会

問い合わせ
県不動産鑑定士協会 ☎082-228-5100



とき
4月6日(水) 10時～16時（受け付け15時30分まで）

ところ
○広島会場 県不動産鑑定士協会
(広島市中区八丁堀6・10)
○廿日市会場 廿日市市役所

内容
不動産鑑定士、税理士による不動産の鑑定価格、賃料、交換、税金、その他不動産に関する相談

申し込み
直接会場へ。